

武蔵野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市学童クラブ条例の一部を改正する条例

武蔵野市学童クラブ条例（平成10年12月武蔵野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明																
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）	字句の改正																
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>五小こどもクラブから本宿こどもクラブまで</td><td>（略）</td></tr><tr><td>井之頭こどもクラブ</td><td>武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番19号</td></tr><tr><td>関前南こどもクラブ</td><td>（略）</td></tr></table>	名称		位置	五小こどもクラブから本宿こどもクラブまで	（略）	井之頭こどもクラブ	武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番19号	関前南こどもクラブ	（略）	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>五小こどもクラブから本宿こどもクラブまで</td><td>（略）</td></tr><tr><td>井之頭こどもクラブ</td><td>武蔵野市中町3丁目9番5号</td></tr><tr><td>関前南こどもクラブ</td><td>（略）</td></tr></table>	名称	位置	五小こどもクラブから本宿こどもクラブまで	（略）	井之頭こどもクラブ	武蔵野市中町3丁目9番5号	関前南こどもクラブ	（略）
名称	位置																	
五小こどもクラブから本宿こどもクラブまで	（略）																	
井之頭こどもクラブ	武蔵野市吉祥寺本町3丁目27番19号																	
関前南こどもクラブ	（略）																	
名称	位置																	
五小こどもクラブから本宿こどもクラブまで	（略）																	
井之頭こどもクラブ	武蔵野市中町3丁目9番5号																	
関前南こどもクラブ	（略）																	

付 則

この条例は、令和8年3月30日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市立井之頭小学校の改築工事による井之頭こどもクラブの移転に伴い、所要の改正をするものである。